

自転車の正しい乗り方



自転車安全利用五則

知っていますか? 全てに罰則があります!

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

以下の場合歩道を通行することができます

- 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためむを得ないと認められるとき



「自転車通行可」の標識



② 車道は左側を通行

道路(車道)の中央から左の部分を通行しなければなりません。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金又は料料



④ 安全ルールを守る

飲酒運転禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔いの場合)

2人乗り運転禁止



自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。

※ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させることはできます。

罰則 2万円以下の罰金又は料料

並進走行禁止



他の自転車と並んで通行することはできません。

罰則 2万円以下の罰金又は料料

夜間はライトを点灯



夜間は必ず前照灯をつけましょう。

罰則 5万円以下の罰金

信号無視禁止



対面する信号機に必ず従わなければなりません。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止



一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

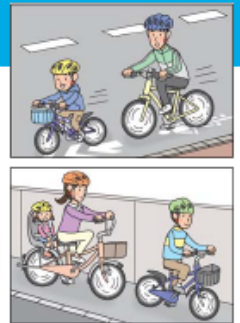
⑤ 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。

乗車用ヘルメットの着用

自転車で行中、交通事故や不意に転倒した場合、頭を道路等に強打する危険があります。自転車事故で死亡した人の損傷部位は、78.6%が頭部であり、被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。13歳未満の子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットなどの交通事故による被害を軽減する器具の利用に努めてください。

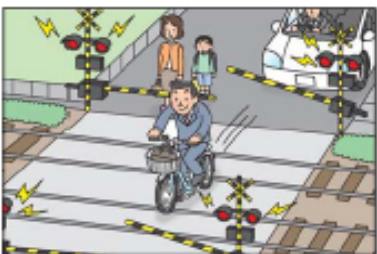
防衝性を持たせた帽子タイプの物も市販されています。



禁止事項

ルールを守って安全運転を心掛けましょう!!

しゃ断踏切立入り



踏切の遮断機が閉じようとしたら、警報機が警報している間は、踏切に入ってはいけません。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ブレーキ不良(備えていない)自転車運転



ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。

罰則 5万円以下の罰金

傘差し運転



傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

罰則 5万円以下の罰金

携帯電話使用運転



自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

罰則 5万円以下の罰金

イヤホン等使用運転



イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

罰則 5万円以下の罰金

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中で自転車走行中、歩道と車道の区分の無い道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の重傷を負い意識が戻らない状態となった。 [神戸地裁 平成25年7月4日判決]

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車から直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。 [東京地裁 平成20年6月5日判決]

★対人賠償保険等へ加入はしていますか。自転車利用者には、対人賠償保険等への加入が義務です。

賠償額 9,521万円

賠償額 9,266万円

出典:警視庁「自動車交通安全教育用リーフレット」